

軽度者に対する福祉用具貸与 に関するQ&A

さくら市 健康福祉部 高齢課 介護保険係
令和3年6月版

Q 1 .新規申請中の被保険者が、要介護 1 となるかもしれない。認定結果が出る前から福祉用具貸与の利用を考えているが、軽度者申請をする必要があるのか。

- ▶ A 1 .認定結果が出る前でも、福祉用具貸与の要否をご確認の上、必要がある場合は利用開始前に市へ届出をしてください。なお、添付するケアプランや担当者会議録などは、結果が出た後で差し支えありません。申請期間について以下のスライドにまとめましたので、確認をお願いします。

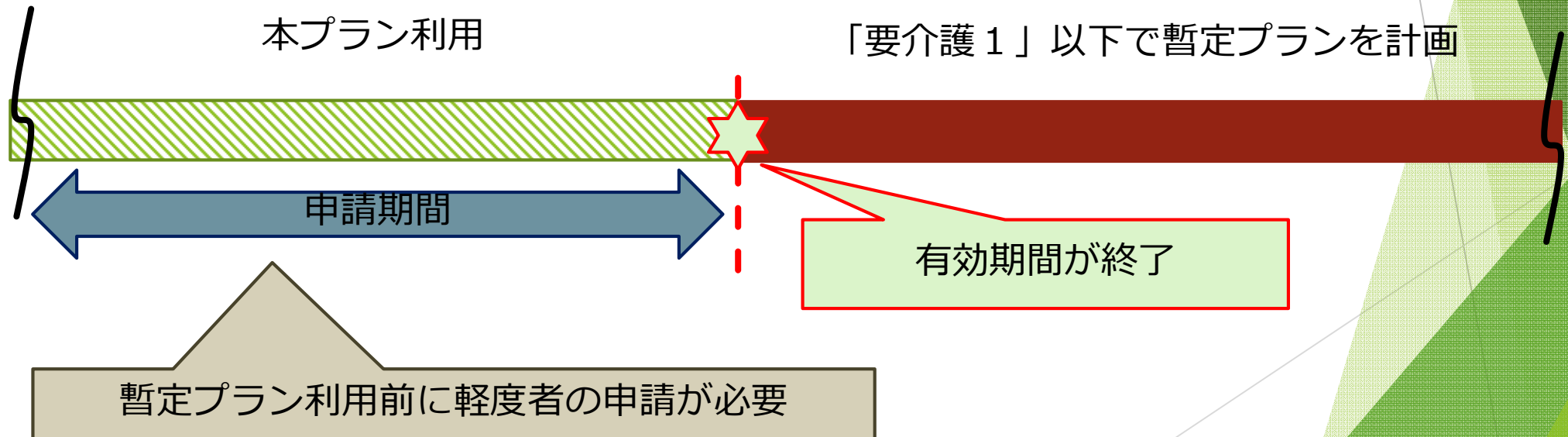
申請期間 1

- ▶ 福祉用具の使用開始前に申請が必要になります。
市への申請前に福祉用具を利用した場合、給付の対象外になる場合があります。
- ▶ 介護認定の結果が遅れた場合を除き、さかのぼっての給付は原則認められません。

申請期間 2

～「要介護1」以下の暫定プランに移行する場合～

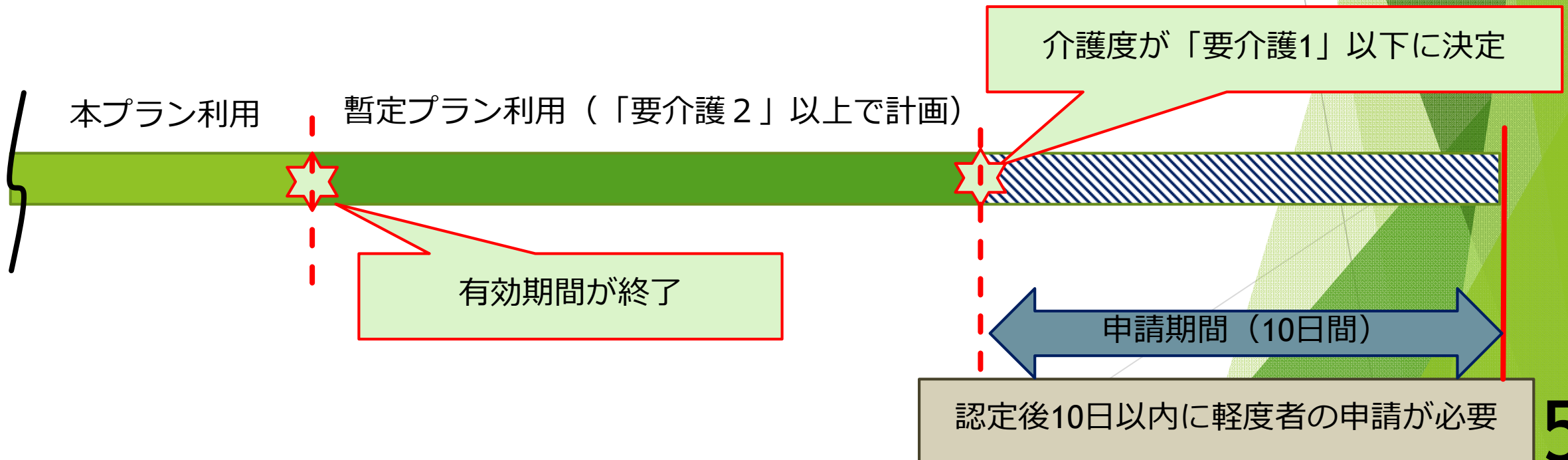
- ▶ 「要介護1」以下の区分で暫定プランを立てる場合でも、事前に軽度者の申請が必要になります。



申請期間 3

～「要介護2」以上で暫定プランを使用し、認定結果が「要介護1」以下だった場合～

- ▶ 「要介護2」以上で暫定プランを利用中、認定結果が「要介護1」以下に決定した場合、10日以内に申請を行ってください。
(対応が難しい場合は、事前に市までご相談ください。)



Q2. 軽度者の申請をする場合、医師の所見はどうしたらよいでしょうか。

- ▶ さくら市では、以下の方法で確認が取れたものを医師の所見として見なしています。
 - ・ 医師の意見書
 - ・ 市が提供するケアプラン作成資料にある主治医意見書の特記事項内の記載
 - ・ ケアマネが医師に確認したことが分かる記述（例 〇月〇日〇時に□□医師に電話で確認、福祉用具使用について△△△という所見をいただく。 など）

Q3.コロナ延長した方について、再度申請は必要ですか。また、提出は福祉用具貸与事業者でも可能でしょうか。

▶ **再申請**をお願いいたします。

軽度者に対する貸与は、医師の所見等に基づき貸与の必要性などを十分に検討したケアマネジャーによる適切なケアマネジメントが求められますので、申請書類の作成や提出は、居宅介護支援事業所または地域包括支援センター担当職員の方をお願いいたします。

Q4.前回の申請では、市が提供するケアプラン作成資料にある主治医意見書の特記事項を以て申請しました。今回ほぼ状態が変わっていないため、コロナの延長をした方について、再申請する場合は、主治医意見書は前回のものでも差し支えないでしょうか。

▶ 前回の意見書で申請をすることができます。

ただし、有効期限が切り替わることから、サービス担当者会議やケアプランは新たなものを作成すると思うので、添付する担当者会議録とケアプランは新しいものを添付してください。

Q5.地域包括支援センターから委託を受けた方で、福祉用具貸与（特殊寝台）を利用している人がいて軽度者となる。今回、事業所が変わるため、軽度者申請も改めてしたほうが良いのか。ケアプランは、地域包括支援センターで作成したものをそのまま引き継ぐため、目標やレンタルしている福祉用具の変更はない。

- ▶ ケアプランの軽微な変更内容について、「目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更の場合、軽微な変更該当する可能性がある」とのことから、改めて軽度者申請は必要ありません。【参考】「介護保険制度に係る書類・事務手続の見直し」に関するご意見への対応について」H22.7.30

軽度者申請は、介護認定の更新等に合わせてケアプランを再作成する時に、改めて申請していただくものです。今回は、軽微なケアプランの変更であるため、担当者会議を必ずしも開催する必要はありませんが、新しいケアマネジャーと各介護保険事業所が連絡を取り合い、サービスがスムーズに継続利用できるようにし、その旨を経過記録等に残しておいてください。